

平成30年(2018年)度福岡県主任介護支援専門員 資格更新にかかる研修 申込要領

1 研修の趣旨

平成27年の介護保険法施行規則及び介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正により、主任介護支援専門員更新研修が新たに始まり、主任介護支援専門員に5年の有効期間が設けられました。有効期間を更新するためには、主任介護支援専門員更新研修を修了する必要があります。

主任介護支援専門員研修では、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持、向上を図ることを目的とします。

2 受講要件について

主任介護支援専門員研修を修了しており、次の(1)から(4)のいずれかに該当する者を受講対象とします。

各受講要件で提出書類が異なりますので、詳しくは別紙1をご覧ください。

- (1) 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
- (2) 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修に年4回以上参加した者
- (3) 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- (4) 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

3 研修実施団体 福岡県が指定した次の2法人が行います。

- (公社) 福岡県介護支援専門員協会
- (社福) 福岡県社会福祉協議会

4 研修実施時期

平成30年10月から3月のうち時期を分けて4回実施
(日程の詳細は別紙2の日程一覧をご覧ください。)

5 研修課程

別紙3のカリキュラム一覧をご覧ください。

6 研修申込

(1) 申込期限 平成30年8月24日(金) 必着

(2) 申込方法 郵送(持参・電話・FAX不可)

* 申込書受理に関する電話での問い合わせには応じられませんので、ご心配な方は、特定記録等の郵便サービスをご利用ください。

(3) 提出先 〒812-8577 (県庁専用郵便番号のため住所記載不要)

福岡県高齢者地域包括ケア推進課 介護人材係

* 封筒の表に「30主任更新研修 申込書在中」と朱書きしてください

7 申込書類

「平成30年（2018年）度福岡県主任介護支援専門員資格更新にかかる研修 受講申込書」

（※）提出前に必ず控えのコピーを取ってください。

8 受講料

40,000円

*研修を行う法人から送られる受講決定通知書に振込方法等が記載されています。

9 受講決定

研修を行う法人から、申込者のご自宅に、9月上旬頃を目処に決定通知を送付します。

10 主任介護支援専門員等の有効期間について

主任介護支援専門員の資格更新に係る有効期間は、現在の有効期間満了日の翌日から起算して5年間となります。

主任介護支援専門員更新研修を受けた場合、介護支援専門員更新研修の受講は免除されます。

介護支援専門員証の有効期間は、原則として、主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換わりますので、介護支援専門員証更新交付申請書に研修修了証明書の写しと介護支援専門員証（原本）を添えて申請してください。

11 その他の留意点

- 研修において遅刻、早退、欠席がある場合は、修了証明書を発行できず、資格を更新することができませんのでご注意ください。
- 研修を行う法人から指示された課題は、必ず提出してください。未提出の場合は、いかなる理由でも研修修了証明書は発行できません。
- 住所、氏名を変更された場合は、必ず登録県（福岡県）に変更の届出を行ってください（様式第3号）。※様式はホームページに掲載しています。

福岡県庁ホームページ（トップページ）

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

問合わせ先 （必ず事前に別添のQ&Aを読んでください）

福岡県高齢者地域包括ケア推進課 介護人材係

TEL：092-643-3327

（土日、祝日を除く月～金の9：00～12：00、13：00～17：00）

*お電話の際は、お手元にこの案内と主任介護支援専門員修了証明書をご用意ください。